

対照表

旧：サブスペ領域整備指針（2022年3月18日版）	新：サブスペ領域整備指針（2022年4月15日版）	備考欄
<p>Ⅱ. 「機構専門医の更新」に関する整備指針</p> <p>(1) 機構専門医更新申請資格</p> <p>E. 本整備指針に準拠した共通講習を受講し、本整備指針に準拠し各サブスペ領域学会が定めた単位を取得していること</p> <p>(2) 更新基準</p> <p>③ 共通講習</p> <p>共通講習は、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習であり、必修講習A：医療安全、感染対策、医療倫理、必修講習B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援、任意講習C：臨床研究・臨床試験、災害医療の категорияがあるが、基本領域にて必須受講しているため、サブスペ領域では原則として受講は不要である。</p> <p>④ 領域講習</p> <p>各サブスペ領域学会が指定する学術集会・研究会・講習会に参加し、機構専門医として総合的かつ最新の知識と技能を修得する。プロフェッショナル・オートノミーに基づき受講または議論を行う。 参加・受講確認には研修プログラム、カリキュラムの進行に支障が生じないように配慮が必要である。</p>	<p>Ⅱ. 「機構専門医の更新」に関する整備指針</p> <p>(1) 機構専門医更新申請資格</p> <p>E. 共通講習を単位として組み入れる場合は、本整備指針に準拠した共通講習を受講し、本整備指針に準拠し各サブスペ領域学会が定めた単位を取得していること</p> <p>(2) 更新基準</p> <p>③ 共通講習</p> <p>共通講習は、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習であり、必修講習A：医療安全、感染対策、医療倫理、必修講習B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援、任意講習C：臨床研究・臨床試験、災害医療の категорияがあるが、基本領域にて必須受講しているため、サブスペ領域では原則として受講は不要である。ただし、基本領域で受講した共通講習は共通講習の単位として認定が可能である。</p> <p>④ 領域講習</p> <p>各サブスペ領域学会が指定する学術集会・研究会・講習会に参加し、機構専門医として総合的かつ最新の知識と技能を修得する。プロフェッショナル・オートノミーに基づき受講または議論を行う。</p>	<p>赤字の文言を追加</p> <p>赤字の文言を追加</p> <p>赤字の文言を削除</p>

対照表

旧：サブスペ領域整備指針（2022年3月18日版）	新：サブスペ領域整備指針（2022年4月15日版）	備考欄
<p>⑥単位（クレジット）取得</p> <p>b) 共通講習（最小0単位、最大10単位）</p> <p>すべての基本領域の機構専門医が共通して受講するため、サブスペ領域での受講は不要であるが、サブスペ領域の更新期間内に該当すれば、基本領域で受講した共通講習を重複して単位認定することも可能である。</p> <p>参考資料1</p> <p>I-3. 更新猶予の図なし</p>	<p>⑥単位（クレジット）取得</p> <p>b) 共通講習（最小0単位、最大10単位）</p> <p>すべての基本領域の機構専門医が共通して受講するため、サブスペ領域での受講は原則として不要であるが、サブスペ領域の更新期間内に該当すれば、基本領域で受講した共通講習を重複して単位認定することも可能である。</p> <p>参考資料1</p> <p>I-3. 更新猶予の図を追加</p>	<p>赤字の文言を追加</p> <p>更新猶予の図を追加</p>